証券コード7060
2020年６月10日

株　主　各　位

東京都渋谷区道玄坂二丁目11番１号
ギ　ー　ク　ス　株　式　会　社
代表取締役社長　曽根原　稔人

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日　　時**　2020年６月25日（木曜日）　午前10時00分
（受付開始　午前９時30分）

2. **場　　所**　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
渋谷ソラスタ４Ｆ　渋谷ソラスタコンファレンス４Ａ

3. **目的事項**

［報告事項］
1. 第13期（2019年4月１日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2019年4月１日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

［決議事項］
第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件

以上

---

1. 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://geechs.com/）に掲載させていただきます。
4. 「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://geechs.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載しております「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」で構成されております。
5. 株主総会における粗品等の配布は予定しておりませんので、あらかじめご了承ください。

〈新型コロナウイルスへの対応について〉

株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申しあげます。なお、入場の際に検温を行うことに併せ、体調不良と見受けられる株主様には、出席をお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。また、株主総会の議事を例年よりも円滑な進行とさせていただくことや、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくなど、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申しあげます。
また、書面による事前の議決権行使のご活用もよろしくお願い申しあげます。

なお、株主総会終了後に開催しております「経営近況報告会」は、感染予防の観点から中止とさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申しあげます。

株主の皆様へ

ギークス株式会社は、2020年４月３日、東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

これもひとえに株主様、お取引先の皆様をはじめ、これまで当社を支えてくださったすべてのステークホルダーの皆様のご支援・ご高配の賜物と、心より感謝申しあげます。

東京証券取引所市場第一部への上場市場変更は、当社の認知度や信用力を向上させるとともに、長期的な事業拡大や企業価値の向上に資するものであると認識しております。

より一層の社会的責任を自覚しつつ、今後も更なる事業拡大と企業価値の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

当社は、「21世紀で最も感動を与えた会社になる」というグランドビジョンのもと、複数事業を展開しポートフォリオ経営を行ってまいりました。主軸事業であるIT人材事業は、ITフリーランスの働き方を支援し、企業とマッチングすることで、当社が技術力をシェアするプラットフォームの役割を担っております。

経済産業省のIT人材需給ギャップ観測では、2030年には最大79万人が不足すると想定されており、IT人材不足が深刻化するなかで、IT人材の育成・確保は企業の経営課題となっています。これらIT人材不足の状況や、働き方の多様化により、ITフリーランスの活躍の場はますます増えていくと見込まれます。

今後、フリーランスという働き方が当たり前になっていく中で、「フリーランスと言えばギークス」と認知して頂けるよう、当社はフリーランス市場をリードし、市場の成長に貢献してまいります。ますます、ITフリーランスの皆様や企業のご担当者様とのリレーションを強化することで、継続的なパートナーシップを築き、事業拡大に努めてまいります。

今後とも、引き続きご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループはグランドビジョンに「21世紀で最も感動を与えた会社になる」を掲げ、ITフリーランスのデータベース、グローバルで活躍するITエンジニア育成など人材インフラを活かし、インターネットの普及によりめまぐるしく変化する人々の生活や企業の行動を積極的に捉え、変化対応力を強みに、提供サービスの創造・進化を通じて常に成長し続けることで、永続的な企業価値向上を目指しております。

当連結会計年度（2019年４月１日～2020年３月31日）における日本経済は、消費税率の引き上げや、米中通商問題の動向や海外経済の不確実性はありながらも、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復傾向にありました。しかしながら、第４四半期連結会計期間において、新型コロナウイルス感染症の拡大が消費動向や企業活動に大きく影響を及ぼし、景気の先行きとしては非常に厳しい状況が続くものと考えられます。

当社グループを取り巻く業界においては、ITや情報通信関連の有効求人倍率が高水準で推移し、各種ウェブサービス、ゲーム、フィンテック、人工知能、IoT分野において、ITフリーランスの需要は継続して高い状況となっております。また、スマートフォンゲーム分野は機能やデザイン性の高度化とともに、市場の成熟化が進み、ゲームタイトル毎の収益格差が拡大傾向にあります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,544,309千円（前連結会計年度比493,896千円増、同16.2％増）、営業利益は684,250千円（前連結会計年度比131,265千円増、同23.7％増）、経常利益は675,446千円（前連結会計年度比143,328千円増、同26.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は390,651千円（前連結会計年度比20,958千円減、同5.1％減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

＜IT人材事業＞

IT人材事業におきましては、事業環境は好調に推移しました。多様な業種の企業において、外部リソースのIT人材を活用したいというニーズは高く、また、政府主導の「働き方改革」を背景に、個人が企業に勤める以外の働く選択肢を広げる動きが活性化しており、ITフリーランスも増加傾向にありました。

両者のマッチング機会を最大化するため、積極的な広告展開によるITフリーランスの獲得や、ITフリーランス向け福利厚生プログラム「フリノベ」の拡充等の取り組みを行ってまいりました。

この結果、当事業の売上高は、1,329,529千円（前連結会計年度比228,505千円増、同20.8％増）、セグメント利益は719,772千円（前連結会計年度比153,589千円増、同27.1％増）となりました。

＜IT人材育成事業＞

IT人材育成事業におきましては、合宿型でプログラミングと英語を学ぶことができる「IT留学」が大きな特徴となっております。フィリピン・セブでのIT留学の競合サービスが増加する中で、IT留学の事業拡大に向けて人員補強による先行投資や教員向けの英語留学の商品ラインアップの拡充、更には新たにオフショア開発のサービスも開始しました。

この結果、当事業の売上高は223,071千円（前連結会計年度比2,842千円減、同1.3％減）、セグメント損失は4,200千円（前連結会計年度は35,229千円の利益）となりました。

＜ゲーム事業＞

ゲーム事業におきましては、国内スマートフォンゲーム市場が拡大する一方で、成熟化が進み、ゲームタイトル毎の収益性の格差が拡大する状況となっております。このような環境下、株式会社バンダイナムコオンラインから受託開発した「アイドリッシュセブン」の他、パブリッシャーとの契約によりタイトル非公開の案件を含む複数のタイトルの受託運営を行っております。また、第１四半期連結会計期間において受託開発を行った他社IPによるゲームの新規リリースがありました。その他、来年度以降の売上に向けた新規案件の受託開発を複数本行っております。

この結果、当事業の売上高は、1,789,880千円（前連結会計年度比248,696千円増、同16.1％増）、セグメント利益は323,423千円（前連結会計年度比11,755千円増、同3.8％増）となりました。

＜動画事業＞

動画事業におきましては、主にパチンコ・パチスロなどの遊技機系とスマートフォンゲーム・アプリのPV（プロモーションビデオ）をはじめ、企業のサービス・商品、採用ホームページ用の映像・動画制作を行っております。また、新しい取り組みとして、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）・MR（複合現実）やプロジェクションマッピング、3Dホログラムなどの様々な新技術を活用した動画コンテンツの制作や研究開発を行っております。

この結果、当事業の売上高は124,889千円（前連結会計年度比3,739千円減、同2.9％減）、セグメント利益は22,987千円（前連結会計年度比12,022千円減、同34.3％減）となりました。

＜インターネット事業＞

インターネット事業におきましては、ゴルフ業界向けのインターネットサービスを積極的に進めており、主にゴルファー向けの情報サイト「Gridge」の運営を主軸とし、メーカー各社向けに商品記事制作や動画・リアルイベント等を連動させた販売促進・PR活動の支援を行っております。広告主のリピートオーダーによる商品記事掲載や動画制作の増加、自社でのリアルイベントの開催により増収、セグメント損失の減少となりました。

この結果、当事業の売上高は81,715千円（前連結会計年度比18,272千円増、同28.8％増）、セグメント損失は47,539千円（前連結会計年度は70,581千円の損失）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	金額
IT人材事業	1,329,529千円
IT人材育成事業	223,071千円
ゲーム事業	1,789,880千円
動画事業	124,889千円
インターネット事業	81,715千円
調整額	△4,777千円
合計	3,544,309千円

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、14,290千円の設備投資を行いました。その主なものは、オフィス造作工事等にかかる固定資産の取得費用となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、2019年４月22日付で、SMBC日興証券株式会社から第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により215,735千円の資金調達を行いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

（単位：千円）

区分	2017年３月期 第10期	2018年３月期 第11期	2019年３月期 第12期	2020年３月期 (当連結会計年度) 第13期
売上高	1,892,973	2,581,971	3,050,413	3,544,309
営業利益	5,469	379,854	552,985	684,250
経常利益	762	379,270	532,117	675,446
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	△21,555	277,809	411,610	390,651
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△2円62銭	33円47銭	47円96銭	37円78銭
総資産	2,071,946	2,819,849	4,515,127	4,700,309
純資産	715,427	1,044,139	2,737,377	3,356,232
１株当たり純資産額	86円97銭	125円40銭	272円03銭	321円99銭

（注）1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年２月16日）を第12期後から適用し、第11期以前については、遡及適用後の数値を記載しております。

2. １株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 当社は2018年11月14日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。また、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は当期純損失、１株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが属するインターネット市場は、技術進歩が非常に早く、また市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような状況下においては、既存事業の基盤を強化するとともに新規サービスへ経営資源を集中し、「21世紀で最も感動を与えた会社になる」というグランドビジョンに基づき、売上高および営業利益の拡大を確保することが重要な課題と認識しております。一方でコーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題であると認識しております。これらの課題に対処するために下記の事項に取り組んでまいります。

① IT人材事業

当事業はITフリーランスを活用した技術リソースシェアリングであり、昨今の技術者不足による引合いの増加により、順調に業容を拡大してまいりました。今後も慢性的な技術者不足は継続すると予想されており、ITフリーランスの継続的な確保とより一層のエンゲージメント強化を図る必要があると認識しております。

② ゲーム事業

当事業は、大手ゲーム会社との協業型受託サービスを積極的に進めることで事業リスクの分散を進めておりますが、デバイスの高機能化により高いレベルでのゲームクオリティが求められており、競争が激しいゲーム業界において継続的に成長を遂げるためには、新技術への対応を適宜行っていくことが重要な課題であると考えております。その為に必要となる施策への積極的な投資を行ってまいります。

③ 組織体制の整備

当社グループにおきましては、今後の事業拡大に応じた内部管理体制の強化を図り、より一層コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動及び教育、育成に伴う研修制度の拡充に取り組んでまいります。

④　新型コロナウイルス感染症への対応

IT人材事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が収束するまで企業からの案件が減少していくことが考えられます。そこで、ITフリーランスの新規集客のためのコストを抑制しつつ、既存のITフリーランスを有効的に活用し、リモートワークにて案件に参画するなど、企業の要望に応えられる社内体制の構築及びITフリーランスのサポートを強化してまいります。

IT人材育成事業につきましては、事業を展開しているフィリピンのセブ島へ渡航することが困難なため、対面でのサービス提供ができておりません。そこで、受講希望者へはオンラインにて授業を提供することで留学サービスの提供を継続しております。今後はオンライン授業のラインナップ、カリキュラムを増強することで、受講者の増加を図ってまいります。また、コストの優位性を活かして、オフショア開発案件の受託を増加させるべく開発体制の構築を行ってまいります。

ゲーム事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、ゲームの開発と運営を担う社員が在宅勤務で業務を遂行することで対応してまいります。

x-Tech事業（動画事業及びインターネット事業）につきましては、取引各社が広告宣伝費を抑制するなどの影響が出ると予想されます。そこで、xRなど最新技術を活用したARやVRなどのコンテンツ制作の強みを活かして、新たな顧客の獲得を強化してまいります。また、スポーツメーカー各社を中心に、デジタルマーケティングなどの最新技術を活用したコンサルティング・制作・運用を強みとした事業を展開します。ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用したDtoC分野などを支援して顧客基盤の拡大を図ってまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
NexSeed Inc.	3,003千ペソ	39.9%	IT人材育成事業
G2 Studios株式会社	100,000千円	100%	ゲーム事業

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、IT人材事業、IT人材育成事業、ゲーム事業、動画事業、インターネット事業を営んでおります。

① IT人材事業

IT人材事業では、企業の枠を超えて複数のプロジェクトに携わるITフリーランスの技術リソースシェアリングを活用した新しいエンジニアリングスタイルを提案しています。「働き方の〝新しい当たり前〟をつくる」 を事業ミッションに掲げ、ITフリーランスの働き方を支援し、彼らの有する技術スキル、経験、志向性、そして企業の保有する案件をデータベース化することで、技術力をシェアするプラットフォームの役割を担い、企業のニーズに応える最適なマッチングを実現します。

特徴として、一般的な開発プロジェクトでは、開発初期の要件定義工程から、最も人材（工数）を必要とする本開発工程、開発後の運用工程と分けられますが、当社では主に本開発工程でのマッチングを実施し、企業と業務委託契約（準委任契約）を締結しております。これにより、企業は各種プロジェクトにおいて採用や教育にコストをかけずに、プロジェクトにおける計画的な活用や、想定外の欠員時、季節要因などの繁忙期に、必要な人材を効率的に確保することができます。

一方でITフリーランスにとっては、当社が運営するITフリーランス向け案件検索サイト「geechs job（ギークスジョブ）」を通じた各種情報の獲得や、営業代行を依頼することで当社が企業との仲介役となり、安定的な受注とサポートを受けるメリットがあります。さらに、当社が提供するITフリーランス向け福

利厚生プログラム「フリノベ」を利用し、確定申告サポートや健康診断などの各種サービスを優待利用することができます。

本事業のビジネスモデルは、顧客企業内における開発プロジェクトへの常駐が主となりますが、顧客企業から指揮命令を受ける労働者派遣事業や成果物を保証する請負事業とは異なります。

また、本事業における業務委託取扱高は、受注数と人月単価、契約期間を乗じたものでありますが、この業務委託取扱高とITフリーランスへの発注額との差額を売上高としております。

② IT人材育成事業

IT人材育成事業では、IT人材不足の解消とグローバルに活躍する人材を育成することを目的に、2013年にフィリピンセブ州にてNexSeed Inc.を設立し、IT留学、英語留学を提供するスクール事業に参入し、この領域のパイオニア的存在となっております。卒業後に有名IT企業へ就職する卒業生や起業する卒業生を輩出しています。また、大学や高校などの学校法人や企業の社員研修などの法人向けサービスも提供しております。そして、これまでに培った豊富なカリキュラムを活用して受託型スクール運営や、日本国内において提携企業へのフランチャイズ展開も行っております。本事業における収入は、留学生・企業からの留学費用と提携企業からの運営受託売上、フランチャイズ展開による業務委託売上であります。

［主な関係会社］
NexSeed Inc.

③ ゲーム事業

ゲーム事業では、大手ライセンサーやゲームメーカーなどのゲーム配信事業者と協業・パートナーシップを組み、Unity（注１）を使ったスマートフォン向けネイティブアプリゲームの企画・開発・運営を受託しております。常にゲーム開発のプロ意識を持ち、主に女性向けのゲーム制作の企画・開発が得意であり、社内でプロジェクトマネージャー、各種ディレクター、プランナー、UI/UXデザイナー、エンジニア、QA/デバッグ（注２）により最大40名から50名規模のプロジェクトチームを組成します。その開発及び運営ノウハウや、自社開発したリズムゲームエンジン(注３)を保有していることが強みであります。受託サービスの収入は、ゲーム配信事業者からの企画・開発の制作料に加え、一定額の運営受託料となっております。また、協業の内容によっては、ゲーム配信事業者の課金売上収入から一部分配によるロイヤリティー収入を得ております。当社のIT人材事業との事業シナジーもあり、実装工程においては、当社に登録

されたITフリーランスに開発業務を発注することで、開発スピードを向上させることができるのは大きな特徴の一つであります。

運用タイトル
「アイドリッシュセブン」（株式会社バンダイナムコオンライン協業タイトル）他

［主な関係会社］
G2 Studios株式会社

（注）１．「Unity」とは、ユニティ・テクノロジーズが提供するゲームエンジンです。
２．「QA」とは品質保証を検証する担当者、「デバッグ」はバグ等の欠陥調査をする担当者です。
３．音楽に合わせてアクションすることでスコアを競うゲームエンジンです。

④　動画事業

動画事業では、主にパチンコ・パチスロなどの遊技機系とスマートフォンゲーム・アプリのPV（プロモーションビデオ）をはじめ、企業のサービス・商品、採用ホームページ用の映像・動画制作を行っています。また、新しい取り組みとして、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）・MR（複合現実）やプロジェクションマッピング、３Dホログラムなどの様々な新技術を活用した動画コンテンツの制作を行っており、社内において企画立案・撮影・編集・プログラミング等、制作にかかる全ての工程を完了させることができます。特に遊技機系の分野においては、業界において数多くの実績を持っております。本事業における収入は、広告代理店や顧客企業からの受託制作料であります。

⑤　インターネット事業

インターネット事業では、「ゴルフの楽しさをすべての人に」をコンセプトにしたゴルフ専門情報サイトの「Gridge（グリッジ）」を運営しており、主に若手世代や女性ゴルファーをターゲットに、一般ゴルファーのライターネットワークを活用して記事を掲載しています。特徴としては、ゴルファーの10人に１人が訪問し、モバイルからの閲覧が約80％を占めており、ゴルフ業界最大級のSNSフォロワーを獲得しているメディアへ成長しています。本事業における主な収入は、ゴルフ用品メーカーやアパレル企業からの記事広告・動画広告・リアルイベント連動広告の配信料であります。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	東京都渋谷区
渋谷サテライトオフィス	東京都渋谷区
大阪支店	大阪府大阪市
名古屋サテライトオフィス	愛知県名古屋市
福岡支店	福岡県福岡市

② 子会社

G2 Studios株式会社	東京都渋谷区
NexSeed Inc.	フィリピンセブ州

(9) 企業集団の従業員の状況（2020年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
IT人材事業	63名	14名増
IT人材育成事業	82名	５名増
ゲーム事業	213名	66名増
動画事業	８名	増減なし
インターネット事業	９名	３名減
全社（共通）	16名	１名増
合計	391名	83名増

(注) １．全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
２．全平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　34,000,000株

(2) 発行済株式の総数　10,462,960株

(3) 株主数　3,035名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
合同会社アトム	3,900,000 株	37.42 %
曽根原　稔人	2,802,000 株	26.88 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	499,300 株	4.79 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	428,000 株	4.11 %
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	226,000 株	2.17 %
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	193,958 株	1.86 %
WMグロース３号投資事業有限責任組合	85,760 株	0.82 %
加賀電子株式会社	68,100 株	0.65 %
株式会社グッドスマイルカンパニー	66,800 株	0.64 %
丸山　大	60,000 株	0.58 %

(注) １．持株比率は発行済株式総数より自己株式数（40,000株）を控除して計算しております。
２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数が118,120株増加しております。
３．2019年４月22日付でのオーバーアロットメントにあたり、発行済株式総数が121,500株増加しております。
４．2019年７月25日開催の取締役会決議により、2019年９月１日付で普通株式１株を２株に分割いたしました。これにより、5,172,420株増加し、10,344,840株となっております。
５．2019年７月25日開催の取締役会決議により、定款変更を行い、発行可能株式総数は17,000,000株増加し、34,000,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2020年３月31日現在)

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日	2015年３月13日	2016年３月24日	2018年３月29日
新株予約権の数(個)	1,230	6	1,064
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,200	240	42,560
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75	425	525
権利行使期間	自 2017年４月１日 至 2025年３月13日	自 2018年４月１日 至 2026年３月15日	自 2020年４月１日 至 2028年３月15日
行使条件	新株予約権者は、当社・当社子会社・当社関係会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利を行使することができない。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 その他の条件は当社と新株予約権者の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	新株予約権者は、当社・当社子会社・当社関係会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利を行使することができない。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 その他の条件は当社と新株予約権者の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	新株予約権者は、当社・当社子会社・当社関係会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利を行使することができない。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 その他の条件は当社と新株予約権者の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

		第１回新株予約権	第２回新株予約権	第４回新株予約権
役員の保有状況	区分	取締役	―	取締役
	新株予約権の数	30個	―	980個
	新株予約権の目的となる株式の数	1,200株	―	39,200株
	保有者数	１名	―	２名
	区分	―	監査役	監査役
	新株予約権の数	―	６個	84個
	新株予約権の目的となる株式の数	―	240株	3,360株
	保有者数	―	１名	3名

（注）2018年11月14日付で普通株式１株を20株に分割を行い、また、2019年９月１日付で普通株式１株を２株に分割を行っております。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
曽根原稔人	代表取締役社長	合同会社アトム　職務執行者 G2 Studios株式会社　取締役
佐久間大輔	取締役	経営管理本部長 G2 Studios株式会社　取締役
成末千尋	取締役	IT人材事業本部長
松島俊行	取締役	松島俊行税理士事務所　代表
佐々木貴	常勤監査役	G2 Studios株式会社　監査役
秦信行	監査役	学校法人國學院大學　名誉教授 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター　理事
花木大悟	監査役	合同会社FPC　代表社員 FPC会計事務所　パートナー

(注) 1．松島俊行氏は社外取締役であります。
2．佐々木貴氏、秦信行氏及び花木大悟氏は社外監査役であります。
3．監査役花木大悟氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役松島俊行氏、監査役秦信行氏及び監査役花木大悟氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取　締　役	4名	48,030千円
（うち、社外取締役）	（1名）	（1,650千円）
監　査　役	3名	6,900千円
（うち、社外監査役）	（3名）	（6,900千円）
合　　計	7名	54,930千円
（うち、社外役員）	（4名）	（8,550千円）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年9月3日開催の臨時株主総会で決定された年額200,000千円の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。
3. 監査役の報酬額は、2007年9月3日開催の臨時株主総会で決定された年額50,000千円の範囲内で、監査役の協議で決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役松島俊行は、松島俊行税理士事務所代表でありますが、当社との間に資本関係または重要な営業上の取引はありません。社外監査役佐々木貴は連結子会社のG2 Studios株式会社の監査役を兼務しております。社外監査役秦信行は、学校法人國學院大學名誉教授及び、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事でありますが、当社との間に資本関係または重要な営業上の取引はありません。社外監査役花木大悟は、合同会社FPC代表社員及びFPC会計事務所パートナーでありますが、当社との間に資本関係または重要な営業上の取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

氏名	出席・発言状況
取締役　松島俊行	当事業年度に開催した取締役会19回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜述べております。
監査役　佐々木貴	当事業年度に開催した取締役会19回全てに出席し、ベンチャー支援企業において企業の株式公開に関する指導を行った豊富な知識と経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。
監査役　秦信行	当事業年度に開催した取締役会19回全てに出席し、証券アナリスト・財務専門家としての見識および、大学教授として、日米のベンチャーキャピタルやベンチャービジネスに関する研究の豊富な経験と見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。
監査役　花木大悟	当事業年度に開催した取締役会19回全てに出席し、これまで公認会計士として培ってきた会計に関する専門的な知識・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項に基づく損害賠償責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とする契約を締結できる旨を定款で定めております。尚、当事業年度末日現在で社外取締役１名、社外監査役３名との契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、内部統制に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

企業が健全に継続・発展していくためには、全ての役員及び従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観をもち行動することが必要不可欠であると認識しております。当社グループでは内部統制システムを整備するために以下を基本方針とします。

(2) 業務の適正を確保する体制の整備

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．取締役及び従業員は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。又、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。

ｂ．取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

ｃ．取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は法令、定款及び定められた規程に従い業務を執行する。

ｄ．取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

ｅ．内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。

ｆ．取締役・従業員が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「リスク管理規程」に従い報告する。

ｇ．必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。又、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるようにする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．各部門は、担当事業・業務に関するリスクの把握に努め、業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。

ｂ．各部門は、様々なリスクに応じた適切な対応策を準備し、又「リスク管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月一回開催する。又、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論・審議を行う事により情報の共有化及び経営意思決定の迅速化を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社は、子会社の法令遵守体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。

ｂ．子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会において協議する。又、経営内容を的確に把握するために定期的に事業概況、経営状況等の報告を受ける。

ｃ．法令及び定款に適合することを確保するための内部監査は、当社の内部監査を担当する部門が関連規程に基づき実施する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

ａ．監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じその人員を確保する。

ｂ．当該従業員が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該従業員の人事評価については、当初の人事考課制度による評価対象外とする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

ａ．監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役及び従業員から職務執行状況の報告を求めることができる。

ｂ．取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告することとする。

ｃ．取締役及び従業員は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとする。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。又、子会社の取締役及び従業員に対して、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うように指導する。

b．監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、社内システムを閲覧することができ、取締役又は従業員は監査役から説明を求められた場合は詳細に説明することとする。

c．監査役会の承認により、監査役の職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該従業員を置くこととし、その人事については取締役会と監査役会の協議により決定する。当該従業員は、取締役又は他の従業員の指揮命令を受けないものとする。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループの行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下取締役及び従業員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む姿勢を維持することに努めております。そのためには反社会的勢力との取引関係を含めて一切の関係を持たず、又、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶します。当社の対応部署を経営管理本部とし、事案により関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する体制を構築しております。又、不当要求防止責任者として経営管理本部長を選任し、反社会的勢力からの不当要求に組織的対応ができる体制を整備しております。

(3) 業務の適正を確保するための運用状況

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置し、対応を行っております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。また、当社は経営会議を設置しております。経営会議は常勤の取締役３名と常勤の監査役１名並びに執行役員である各事業部門の各事業部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する管理職が参加し、原則として毎週１回開催しております。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として機能しております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関としても機能しております。

また、当社は社外取締役を招聘し、経営の監督機能を強化するとともに、取締役は取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務を相互に監督し、また社外監査役を含む監査役による監査を受けております。

(4)会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。

当社の剰余金配当は、期末配当の年１回を基本方針としておりますが、剰余金の期末配当の決定機関は取締役会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

内部留保資金の使途につきましては、事業拡大のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。このため、創業以来無配としており、今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。なお、内部留保につきましては、財務体質の強化、及び事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,281,208**	**流動負債**	**1,285,357**
現金及び預金	2,559,268	買掛金	811,911
売掛金	1,280,365	未払金	33,113
商品	66	未払費用	28,130
仕掛品	364,943	未払法人税等	90,533
貯蔵品	423	未払消費税等	39,145
前渡金	927	預り金	27,914
前払費用	65,295	前受金	203,471
その他	18,888	前受収益	25,734
貸倒引当金	△8,970	資産除去債務	12,248
固定資産	**419,100**	リース債務	13,152
有形固定資産	**127,475**	**固定負債**	**58,719**
建物及び構築物	113,344	リース債務	3,214
工具器具備品	14,131	資産除去債務	55,504
無形固定資産	**584**	**負債合計**	**1,344,076**
ソフトウエア	584	(純資産の部)	
投資その他の資産	**291,040**	**株主資本**	**3,357,560**
投資有価証券	30,080	**資本金**	**1,086,015**
敷金保証金	221,794	**資本剰余金**	**1,035,958**
長期前払費用	1,774	**利益剰余金**	**1,256,587**
繰延税金資産	37,390	**自己株式**	**△21,000**
		その他の包括利益累計額	**△1,495**
		為替換算調整勘定	△1,495
		非支配株主持分	**167**
		純資産合計	**3,356,232**
資産合計	**4,700,309**	**負債・純資産合計**	**4,700,309**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,544,309**
売上原価		**1,501,612**
売上総利益		**2,042,697**
販売費及び一般管理費		**1,358,446**
営業利益		**684,250**
営業外収益		
受取利息	89	
コンテンツ著作権譲渡益	4,500	
講演料収入	64	
その他	70	4,724
営業外費用		
支払利息	201	
為替差損	7,627	
株式交付費	1,591	
市場変更費用	4,000	
その他	108	13,529
経常利益		**675,446**
特別損失		
減損損失	34,680	34,680
税金等調整前当期純利益		**640,765**
法人税、住民税及び事業税		211,637
法人税等調整額		38,579
当期純利益		**390,548**
非支配株主に帰属する当期純損失		102
親会社株主に帰属する当期純利益		**390,651**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,477,499**	**流動負債**	**891,487**
現金及び預金	2,119,267	買掛金	711,188
売掛金	1,081,125	未払金	27,075
商品	66	未払費用	27,302
仕掛品	3,399	未払法人税等	65,075
貯蔵品	408	未払消費税等	31,607
前渡金	927	預り金	27,265
前払費用	37,818	その他	1,971
立替金	240,525	**固定負債**	**142,767**
その他	2,930	長期預り保証金	99,952
貸倒引当金	△8,970	資産除去債務	42,815
固定資産	**518,626**		
有形固定資産	**68,351**	**負債合計**	**1,034,254**
建物及び構築物	60,843	（純資産の部）	
工具器具備品	7,508	**株主資本**	**2,961,870**
無形固定資産	**340**	**資本金**	**1,086,015**
ソフトウエア	340	**資本剰余金**	**1,036,015**
投資その他の資産	**449,933**	資本準備金	1,036,015
投資有価証券	30,080	**利益剰余金**	**860,840**
関係会社株式	146,127	その他利益剰余金	860,840
敷金保証金	213,435	繰越利益剰余金	860,840
長期前払費用	1,774	**自己株式**	**△21,000**
繰延税金資産	58,515	**純資産合計**	**2,961,870**
資産合計	**3,996,125**	**負債・純資産合計**	**3,996,125**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**1,536,134**
売上原価		**285,146**
売上総利益		**1,250,988**
販売費及び一般管理費		**911,932**
営業利益		**339,055**
営業外収益		
受取利息及び配当金	19	
業務受託収入	19,296	
為替差益	6	
その他	133	19,456
営業外費用		
支払利息	201	
株式交付費	1,591	
市場変更費用	4,000	
その他	106	5,899
経常利益		**352,612**
特別損失		
子会社株式評価損	12,935	12,935
税引前当期純利益		**339,677**
法人税、住民税及び事業税		123,817
法人税等調整額		8,042
当期純利益		**207,817**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

ギークス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人ト　一　マ　ツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　遠藤康彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤裕之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ギークス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ギークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

ギークス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人ト　一　マ　ツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤康彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤裕之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ギークス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月29日

ギークス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）　佐々木　　貴　㊞

社外監査役　秦　　信　行　㊞

社外監査役　花　木　大　悟　㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了になりますので、改めて取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	曽根原　稔　人（そねはら　なるひと） (1975年３月１日生)	1995年４月　株式会社パレスホテル入社 1997年３月　株式会社長谷工販売センター(現 株式会社長谷工アーベスト)入社 2001年５月　有限会社ウェブドゥジャパン(現 クルーズ株式会社)設立　取締役副社長就任 2002年５月　同社を株式会社に組織変更　代表取締役副社長就任 2007年８月　株式会社ベインキャリージャパン設立　代表取締役社長就任 2009年４月　同社の全株式を取得(2013年10月に現在のギークス株式会社に商号変更)代表取締役社長(現任) 2009年８月　合同会社ベインパートナーズ（現 合同会社アトム）代表社員 2012年４月　株式会社ベイングローバル取締役 2012年10月　Vein Carry Asia Pte. Ltd. (現 BA Consulting Pte. Ltd.)director 2018年５月　G2 Studios株式会社取締役（現任） 2019年９月　合同会社アトム職務執行者（現任）	2,802,000株
2	佐久間　大　輔（さくま　だいすけ） (1974年11月18日生)	1999年４月　日本アジア投資株式会社入社 2010年12月　同社ゼネラルマネージャー 2012年１月　クルーズ株式会社入社 2015年１月　当社入社経営企画本部長 2015年２月　当社執行役員経営企画本部長 2016年１月　当社執行役員経営企画室長 2017年10月　当社管理部門管掌取締役 兼 経営企画室長 株式会社ベイングローバル取締役 2018年５月　G2 Studios株式会社取締役(現任) 2018年７月　当社取締役経営管理本部長(現任)	24,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	成末千尋 (なりすえちひろ) (1977年５月19日生)	2001年４月　住友商事株式会社入社 2001年12月　デジット株式会社(現 株式会社リンクアンドモチベーション)入社 2009年10月　トレンダーズ株式会社入社 2010年３月　株式会社ベインキャリージャパン(現 当社)入社リクルートメントコンサルティングDept.マネージャー 2010年５月　当社社長室長 2013年７月　当社執行役員PR・採用戦略本部長 2015年１月　当社執行役員クラウドエンジニアリング(現IT人材)事業本部長 2018年７月　当社執行役員IT人材事業本部長 2018年11月　当社取締役IT人材事業本部長 (現任)	24,000株
4	松島俊行 (まつしまとしゆき) (1977年８月９日生)	2000年９月　アクタスマネジメントサービス株式会社入社 2005年１月　松島会計事務所開設 2005年１月　有限会社スパイラル・アンド・カンパニー(現 株式会社スパイラル・アンド・カンパニー)入社 2005年11月　株式会社ウェブドゥジャパン(現 クルーズ株式会社)社外監査役 2006年３月　税理士登録 2006年６月　税理士法人スパイラル代表社員 2008年１月　株式会社ディープインパクト代表取締役 2008年２月　当社取締役 2008年３月　税理士法人ディープインパクト代表社員就任 2009年８月　当社監査役 2013年６月　当社社外取締役(現任) 2018年11月　松島俊行税理士事務所代表就任(現任)	－株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	花井 健(はないたけし) (1954年10月16日生)	1977年４月　株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 2002年４月　株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行)本店営業第四部長 2004年４月　同行執行役員上海支店長 2006年３月　同行常務執行役員アジア・オセアニア地域統括役員 2007年６月　日本瑞穂実業銀行(中国)有限公司董事長 2008年４月　同行常務執行役員営業統括役員 2009年５月　楽天株式会社常務執行役員 2009年９月　楽天証券株式会社取締役 2010年３月　楽天株式会社取締役常務執行役員 2010年６月　楽天銀行株式会社取締役 2013年６月　株式会社ネクスト(現 株式会社LIFULL)社外監査役(現任) 2014年６月　株式会社アシックス社外取締役 株式会社丸運社外取締役(現任) 2015年６月　日本精線株式会社社外取締役(現任) 2017年６月　タツタ電線株式会社社外取締役(現任)	2,000株

(注) １．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者曽根原稔人氏は当社の経営を支配している者であります。

３．取締役候補者のうち、松島俊行氏及び花井健氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は松島俊行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、花井健氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役として選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

４．松島俊行氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって７年であります。

５．松島俊行氏は、これまで税理士として培ってきた税務に関する専門的な知識・経験を有しているため、取締役として適切な見解を持ち、職務を遂行していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

６．花井健氏は、長年にわたり金融業界、インターネット業界をはじめとする様々な業界において経営に携わり、豊富な経験と幅広い知識を有しているため、取締役として的確な助言、提言をいただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

７．松島俊行氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。 松島俊行氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、花井健氏の選任が承認された場合は、花井健氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会開催の時をもって、2019年６月27日開催の第12回定時株主総会において選任いただきました補欠監査役仲江武史氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の監査役として１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議により、これを取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
仲江（なかえ）武史（たけし） （1970年９月４日生）	2000年10月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 三井安田法律事務所（現 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）入所 2002年４月　経済産業省出向　新規産業担当参事官補佐 2004年10月　西村ときわ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 2011年４月　日比谷ステーション法律事務所パートナー 2012年12月　株式会社ルネッサンスキャピタルグループ取締役（現任） 2013年２月　東京渋谷法律事務所代表弁護士 2015年２月　銀座ブロード法律事務所代表弁護士（現任）	－株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．仲江武史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

３．仲江武史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

４．仲江武史氏は、これまで弁護士として培ってきた企業法務に関する専門的な知識・経験を有しているため、社外監査役として適切な見解を持ち、職務を遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

５．仲江武史氏が社外監査役として選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　：**東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号　渋谷ソラスタ　４F**
渋谷ソラスタコンファレンス４Ａ



交　通：ＪＲ山手線／ＪＲ埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線
各線　渋谷駅

ＪＲ渋谷駅「西口」から徒歩６分
ＪＲ渋谷駅「ハチ公口」から徒歩７分
ＪＲ渋谷駅直結 渋谷マークシティ４Ｆ「道玄坂上方面出口」から徒歩２分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。